

議案第 24 号

石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

児童扶養手当障害判定医の報酬額を明確にするため。

石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表嘱託医の項中

「

国の定める精神科医師謝金相当額
-----------------

」を「

14,000
--------

」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。